

令和8年度オンライン国際交流事業業務委託仕様書

1 業務名 令和8年度オンライン国際交流事業業務委託

2 履行期間 契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3 業務の目的

県内の義務教育学校を含む公立中学校（以下、「実践校」という。）と海外の中学校等（以下、「相手校」という。）との「オンライン国際交流」の機会を確保することで、異文化理解体験や同世代の外国人との相互コミュニケーション体験を提供し、生徒の将来的な留学意欲の醸成や国際的な視野の涵養、英語教育の質向上を図ることを目的とする。

4 業務内容

オンライン国際交流の企画及び実施

(1) オンライン国際交流の相手校の選出

- ・ 英語の授業内（通常50分授業）で実施するため、時差等を考慮して相手校を選定する。
- ・ 実践校、相手校とも、原則1人1台端末を使用し、2～3名の小グループで交流する。
- ・ 2回の実施における、交流相手は同じであることが望ましい。
- ・ 実践校は、1学年1～3クラス程度及び1クラスの人数は35人程度を想定する。
- ・ 実践校の選定については、県教育委員会の公募に応募した学校から、県教育委員会が総合的に判断して、8校程度、15クラスとなるよう選出する。
- ・ 実践校の1クラスにつき2回のオンライン交流を行うこととする。
- ・ 2単位時間の計画を編成し、実施する。

(2) オンライン国際交流実施に向けた協議

- ・ オンライン国際交流実施に係る、日程調整、交流の内容等を協議・準備するため、実践校教員・市町等教育委員会・県教育委員会と3者合同のミーティングを行う。
- ・ 当日の進行や内容について共通理解を図るため、相手校の教員と実践校の教員で事前ミーティングを行う。

(3) オンライン国際交流実施当日及び当日に至るまでの準備

- ・ 生徒が豊富な英語を話す機会を確保する。
- ・ 生徒がグローバルな視点を身につけ、異文化理解を深められるようにする。
- ・ 当日は、Web会議システム等の管理及びグループ分け等、スムーズな進行を行う。
- ・ 交流を実施する当日や当日までに、通信環境の支援等の交流準備を行う。

(4) 県内での「オンライン国際交流授業」の普及や、国際交流のノウハウ等の県内還流の仕組みを構築

- ・ 次年度以降も取組を継続できるノウハウを提示する。
- ・ 本事業の成果を普及させるため、オンライン国際交流の実施内容や成果物等をまとめる報告書を作成し、電子媒体（PDF等）で提出する。
- ・ オンライン国際交流実践のノウハウや事例紹介に関する報告会をオンラインで

- 開催する。なお、県教育委員会が主催する会議等を活用しても良い。
- (5) 事業実施に係る諸手続き等
- ・オンライン国際交流に伴う外部機関との契約・手続き等を行う。

5 契約上限額

金4,399,990円(消費税及び地方消費税を含む)

6 業務進捗及び業務報告について

- (1) 委託業務の実施にあたっては、当初に実施計画書を作成し、オンライン交流のスケジュール、相手校(国)、交流内容を詳細に示すこと。
- (2) 事業進捗状況や業務内容等に関する三重県教育委員会との打合せを、オンラインにて月1回以上実施すること。
- (3) 三重県教育委員会の求めに応じ、オンラインにて本事業に関連する説明会等への同席・説明等の対応を行うこと。

7 業務遂行体制

- (1) 業務担当者等
契約締結後、速やかに業務担当者及び補助員(後方支援者も含む)について、書面で報告すること。業務担当者及び補助員に変更・追加が発生する場合も同様とする。
- (2) 連絡体制
緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図(後方支援体制を含む)を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。
- (3) その他
業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 特記事項等

- (1) 受託者は、業務執行に当たっては、総括責任者及び各業務行程別に責任者を定め三重県に届出しなくてはならない。また、貸与する資料及び成果物等の管理に万全を期さなければならない。
- (2) 受託者は、貸与する各種資料については、紛失及び破損のないよう万全を期さなければならない。
- (3) 受託者は、貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより行程、納期に遅れる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行う

- こと。
- (6) 受託者が(5)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
 - (7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。
 - (8) 本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県教育委員会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県と協議すること。